平成２２年（フ）第４１９号
神戸市西区富士見が丘４丁目９番地の３、旧住所兵庫県西脇市黒田庄町岡1075番地の65
債務者　中田　道子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１６号
兵庫県明石市大久保町谷八木1191番地の47奥北野宿舎１棟101号
債務者　武知　享幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第５１７号
兵庫県明石市大久保町谷八木1191番地の47奥北野宿舎１棟101号
債務者　武知　和美
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７号
兵庫県明石市大久保町大窪2041番地の４　第１大久保ヤングハイツ103号
債務者　築穴　　惠
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
兵庫県明石市松江569番地の４　ブルーメール松江206号
債務者　古川　由理
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１６号
神戸市西区神出町古神157番地の297
債務者　前中　千佳（旧姓白橋）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番12―301号、旧住所兵庫県明石市大久保町わかば２番19号第366川辺ビル101号
債務者　野田　千鶴
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県対馬市厳原町宮谷64番地２
債務者　権藤　法子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
福島県いわき市泉玉露３丁目16番地の13オーシャンハイツ21―101
債務者　坂路美智子（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第２４号
福島県いわき市平字作町２丁目１番地の17市営住宅15、前住所福島県いわき市好間町下好間字叶田15番地　市営住宅14―７
債務者　渡邊　英子（旧姓大森）
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５５４号
沖縄県浦添市仲間２丁目45番11―103号メゾンりょう
債務者　福里　　薫
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第９５３号
千葉県松戸市小金上総町３番地の２　第５柏雲荘27号
債務者　櫻間　和利
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４３号
千葉県松戸市栗山59番地の４　グランドメゾン染谷201号
債務者　飛田　芳美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６２号
千葉県松戸市栄町西１丁目750番地の１　ハイツアラキ101号
債務者　宇都二三夫
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６９号
千葉県松戸市高塚新田549番地の30
債務者　松村　江美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第７４号
千葉県松戸市金ケ作138　ケアハウスあすなろ215、住民票上の住所千葉県松戸市牧の原435番地の19　牧の原公団住宅１街区８棟101号
債務者　小野里壽雄
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３６４４号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地　市営上飯田南荘５棟1201号
債務者　小笠原洋治
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部